

「水田の潜在能力発揮等による農地周年有効活用技術の開発」
に寄せられたお問い合わせ及び回答（公募開始～平成21年2月5日）

Q 1 冬期の水田活用を促進する高品質な冬作物品種の開発に、麦・なたね等高品質な冬作物を10以上開発するとあるが、これは品種登録までを想定しているのかそれとも普及までを想定しているのか。

A 最低限、品種登録が必要です。

Q 2 土壌水分制御技術を活用した水田高度化技術の開発に、担い手プロからの継続課題である超低コスト作物生産技術の開発において得られた成果の活用に配慮しつつ実施することとあるが、具体的にはどのようなことを想定しているのか。

A 本プロジェクトでは、平成19年度から実施しているプロジェクト研究「担い手プロ」を継続して実施することとしています。同一プロジェクト内で課題間の連携を図り、シナジー効果を発揮させる観点から、現行の「担い手プロ」からの継続課題で開発された技術の活用を考慮することとしています。

Q 3 プロジェクト経費で、中核機関、共同研究機関、実証を行う現地ほ場に地下水水位制御システムを施工可能か。

A 中核機関、共同研究機関、現地ほ場のいずれにも施工は可能です。施工した地下水水位制御システムは、原則として、プロジェクト終了時に国に対して手続きを行い、廃棄していただくこととなります。廃棄に係る経費は、プロジェクト期間中であって、プロジェクトの当初計画で当該経費が認められていれば、委託費での負担が可能です。

なお、プロジェクト終了後も引き続き同種の事業で使用を希望する場合は、継続使用申請を行っていただき、それが承認された場合に限り、研究目的に限った使用が可能です。しかし、研究以外の目的で使用することはできませんので、研究終了後は、国に対して手続きを行い、廃棄していただくこととなります。この場合、廃棄に係る経費は委託先の負担となります。

Q 4 地下水水位制御システムについて、施工に係る費用はどの費目で計上すれば良いか。

A 資材及び施工に係る費用については、地下水水位制御システム一式として「機械・備品費」で計上して下さい。

Q 5 地下水水位制御システムについて、プロジェクト研究機関内であれば途中の年度からでも施工は可能か。

A 可能です。期首の契約手続きの際に「機械・備品費」で計上して下さい。

Q 6 共同研究機関が途中から参画する可能性がある場合はどうすれば良いか。

A 中途から参画する研究機関が提案段階で明らかであれば、提案書の研究計画に書き込んでおくのが望ましいです。それが困難な場合は、プロジェクト開始後に、運営委員会において新規参画機関の必要性を厳密に審査した上で、認められれば中途参画も可能です。

なお、途中で参画機関が大きく変更となり、研究計画そのものが大きく変更となる場合は、公募のやり直しになる可能性もあるので注意して下さい。

Q 7 農林水産省競争参加資格は、共同研究機関として参画する機関は必要ないということでしょうか。

A 共同研究機関は必要ありません。

Q 8 研究を実施するに当たっては、全国各地域において試験等を行う場合がありますが、その場合、競争参加資格申請の際の地域は、全国各地域を指定する必要がありますのでしょうか。

A 本委託事業は、随意契約（企画競争）のため競争参加資格の届出地域にかかわらず応募することができます。また、地域の指定は、一般競争参加地域の指定であるため、研究を実施する地域を指定するものではないため、全国各地域を指定する必要はありません。

Q 9 共同研究機関の条件や定義に関して、どのように証明する必要があるのでしょうか。

A 応募要領 2 応募資格等（2）2）共同研究機関の要件を満たしている研究開発が可能な体制が整っている機関であり、提案書の必要事項の記入をいただければ、証拠書類等の準備の必要はないです。

Q 10 人件費について、国、あるいは地方公共団体からの交付金等で人件費を負担している法人は対象外となっていますが、共同研究機関が、これに該当する法人である場合も対象外となるのでしょうか。

A 中核機関、共同研究機関を問わず、条件に該当する法人については対象外となります。

Q 11 地方公共団体等に勤める職員の人件費については計上できるのでしょうか。

A 都道府県研究機関に勤める職員に係る人件費については、その職員の人件費が、国、あるいは、地方公共団体からの交付金・補助金等で計上されている場合には、計上することはできません。ただし、当該プロジェクトの実施のために臨時に雇用された研究員（ポスドク等）に係る人件費は計上可能です。

Q12 情報収集のための学会参加費、論文投稿料は委託費として計上できるでしょうか。

A 当該委託事業に必要な経費であれば、情報収集のための学会参加費、論文投稿料は委託費として計上できます。

Q13 旅費は外国旅費も計上可能でしょうか。また、その費目はどこに計上するのでしょうか。また、その際は農林水産省の許可が必要となるのでしょうか。

A 委託事業に必要な場合は外国旅費も計上可能です。この場合、必要な理由を明確にさせていただく必要があります。また、費目については、外国旅費は消費税不課税経費のため、消費税等相当額の対象経費となることから、旅費を国内旅費と外国旅費に分けて計上して下さい。また、特に許可を取る必要はありません。

Q14 一般管理費の用途を具体的に教えて下さい。

A 一般管理費は直接経費（人件費、試験研究費等）以外で本事業に必要な経費です。具体的には事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となり、中核機関、共同研究機関共に試験研究費の15%以内で計上可能です。

なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分するなど合理的に算出し、本事業に係る経費であることを明確に区分していただく必要があります。

Q15 委託費の対象となる経費のうち、共同研究機関は「委託費」以外の全ての経費を計上できることになっていますが、提案書の4-2「平成22年度経費の見積」に記載する際は、共同研究機関の経費は全て「5委託費」として計上してよいでしょうか。

A 共同研究機関分はすべて「委託費」で計上して下さい。

Q16 委託費の費目間流用は可能でしょうか。

A 人件費とそれ以外の費目（謝金、旅費、試験研究費）の合計額（委託費は除く）の相互間の30%以内であれば申請なしで流用が可能です。ただし、各費目から一般管理費への流用はできません。なお、謝金、旅費、試験研究費それぞれの費目間流用は特に制限はありませんが、当初計画との増減について説明を求める場合があります。

Q17 経費の見積額については、変更は可能でしょうか。

A 委託契約を締結する前であれば、研究計画の変更とはならないような軽微な変更は可能です。

Q18 事業実施期間は必ず5年となるのでしょうか。公募研究課題の委託費は平成22年度限度額は5年間、同額なのでしょうか。

A 各年度毎に開催するプロジェクト運営委員会において、課題の見直し、終了等が判断された場合は5年以内で終了する課題もあり得ます。また、研究課題の限度額については、毎年の予算審議により決まるので、配分額が同額となるとは限りません。

Q19 共同研究機関の途中参画は可能なのでしょうか。

A 共同研究機関の参画に関しては、当初提案の研究計画に基づき、共同研究機関も含め審査し、採択されるので、運営委員会での了承等、正当な理由がない限り、簡単には認められません。つまり、中途から参画する研究機関が提案段階で明らかであれば、提案書の研究計画に書き込んでおくのが望ましいです。それが困難な場合は、プロジェクト開始後に、運営委員会において新規参画機関の必要性を厳密に審査した上で、認められれば中途参画も可能ということとなります。また、途中で参画機関が大きく変更となり、研究計画そのものが大きく変更となる場合は、公募のやり直しになる可能性もあるのでご注意願います。

Q20 法人A、B、Cのグループと、法人Dが応募し、法人A B Cのグループが採択されて研究を開始したが、その後やはり法人Dの技術が必要になった場合、後でDを共同研究機関に入れることができるのでしょうか。

A 不可能ではないが、採択の際に参加機関も含め審査しているため、運営委員会での了承等に加え、合理的かつ正当な理由がない限り認められません。

Q21 各公募課題は、5年計画という説明があったが、提案の際は3年の提案になっても審査の対象になるのか。

A 本事業は、5年間の研究計画を策定して提案頂くことになる（但し、「自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発」公募研究課題6については、3年間）。ただし、提案頂いた計画を構成する実行課題については、5年より短い期間で終了しても構わない。なお、プロジェクト開始後は、毎年度、研究の進捗状況等について運営委員会で点検していくため、課題によっては、計画より短い期間で終了することもありうるのでご了承願いたい。

Q22 再委託先である共同研究機関から報告のあった研究成果は、中核機関と共同研究機関のどちらに帰属するのでしょうか。

A 研究成果の報告機関である共同研究機関（再委託先）への帰属となります。

Q23 研究成果は公表となるのですが、学会への発表などは必要なのでしょうか。

- A 成果は最終的には公表となりますが、知的財産等の保護には十分配慮していただいた形での公表ということで、学会への発表が義務となっているわけではありません。

Q24 1つの公募課題に課題責任者として応募すると同時に、他の公募課題に課題の一担当者として参画し、応募することは可能か。つまりは、複数の課題に、同一研究者が応募することは可能か。

- A 応募可能です。ただし、審査の段階で、その研究者の課題の実行性を判断させていただきます。

Q25 米粉用米を導入した水田輪作体系の構築を研究対象とすることは可能か。

- A 「土壌養水分制御技術を活用した水田高度化技術の開発」で、米粉用米を導入した水田輪作体系の構築を研究対象とすることは可能です。

Q26 応募要領の提案書様式2について、人件費を計上しない場合でもエフォートを記載する必要はあるか。

- A 人件費を計上しない場合でもエフォートを記載する必要があります。

Q27 農林水産省の他の委託研究等の責任者が本研究プロジェクトの研究実施責任者になることは可能か。

- A 本研究プロジェクトの研究実施責任者については、エフォートの合計が100%を超えない範囲であれば、農林水産省の他の委託研究等の責任者と兼任することは可能です。しかしながら、既に受託している委託研究等によっては、条件を設定している場合もありますので、農林水産省の該当する委託研究等の担当者に確認することが必要です。